

## 基本的な取り組み(基本事業)とその取り組み方針

## 【1. みんなが安心して暮らせるまちづくり】

施策	施策優先度評価に基づく施策の基本方針	基本的な取り組み(基本事業)	対象	意図	基本計画期間における取り組み方針
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やいづいきいきプラン21の計画の目標である(1)健康寿命の延伸(2)生活の質の向上(3)いきいきとした健康地域づくりを踏まえ、住民一人ひとりの健康についての意識を基本としつつも個人を支える地域活動の充実を目指す。</li> <li>・「自分の健康は自ら作る」という自己管理意識のもと、健診の受診率を近隣市でのトップ水準(藤枝市47%、焼津市27.7%)をめざすことで健康づくりに取り組んでいる人の割合を向上させると共に、各種健診で要受診となった人の割合は、低水準を目指す。</li> <li>・3大生活習慣病の患者数およびその死亡者数は、悪性新生物、心疾患については、県並み、脳血管疾患については、現状維持の水準を目指す。</li> <li>・「運動」と「食生活」の改善意識の一層のきめ細かな啓発活動と共に、身近なところで気軽に相談したり健康づくりができる体制づくりと健康増進施設の活用を図る。</li> </ul>	健康意識の醸成	市民	自分自身の健康に関心を持つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康の維持増進を気にしない人もいるなど、健康意識の個人差が大きいことから、自分自身の健康に関心を持つよう啓発活動を推進します。</li> <li>・具体的には、健診未受診者への訪問活動や広報活動による呼び掛けを地域住民と共に行います。</li> </ul>
		母子保健の充実	乳幼児保護者(妊産婦)	健康状態、発達状態を知る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児に不安を抱く保護者が増えている状況から、定期健診時の相談などを通じ、子ども一人ひとりの発達状況を把握し、必要な支援に結びつけていきます。</li> </ul>
		学校・地域・家庭と連携した健康づくりの充実	児童・生徒・学生	健康状態を知る 健康管理を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの時からの生活習慣が将来の疾病の原因となることから、学校や地域・家庭と連携し、生活習慣と健康の関係を理解するための情報提供を行います。また集団生活の場である学校での感染症予防に取り組みます。</li> </ul>
		成人保健の充実	成人	健康状態を知る 健康管理を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の早期発見と早期治療のためには、健康診査の受診が不可欠であることから受診の呼びかけを強化します。更に健診結果に基づく、生活習慣の改善を支援します。また市民による健康づくりの場として健康増進施設の利活用を図ります。</li> </ul>
		高齢者の健康づくり	高齢者	健康寿命を延ばす (=元気に活動できる状態を保つ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気に活動できる状態を保つために運動を通じた身体機能の維持・向上への取り組みを支援します。また栄養指導を行い、年齢に応じた体力維持の支援に努めます。</li> </ul>
		地域における健康づくり活動の支援	地域団体、福祉・保健団体	健康づくり活動に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の団体や福祉・保健団体が行う健康づくり活動(ウォーキング大会、公民館まつりにおける健康展、地域での健康講座の開催等)が幅広く展開されるように支援します。</li> <li>・また健康づくり活動に積極的に取り組む人材育成に取り組みます。</li> </ul>
		食育の推進	市民	健全な食生活ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼津の地域資源(魚、野菜など)の活用や、関係機関の連携により、栄養バランスの良い規則正しい食生活の普及に取り組みます。</li> <li>・子どもの個食の問題などの解決を図るため、心豊かな楽しい食生活の実践に取り組みます。</li> </ul>
メンタルヘルスの推進	市民	心の健康を保つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なストレス等により、心の健康を保つことが難しい状況にあることからメンタルヘルスの重要性を市民に理解いただく必要があります。そのために広報活動を行うと共に相談体制の充実を図ります。</li> </ul>		
医療体制の充実(重)	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜目標水準＞</li> <li>市立病院については、</li> <li>・不足する診療科の医師を確保し、全ての診療科を再開する。また、それにより経営改善につなげる。</li> <li>・一般会計からの繰入を法定基準内に持つていく。</li> <li>＜基本方針＞</li> <li>病診連携や病病連携を進め、必要ときに良質な医療を受けられる体制を構築する。市立病院について、</li> <li>・短期的には、不足する診療科の医師を確保し、一般会計からの繰入が法定基準内となるよう経営改善を図る。</li> <li>・長期的には、施設の老朽化、診療所や近隣総合病院との役割分担等を考慮しながら病院の再整備方針を策定する。</li> </ul>	医療の適正受診の促進	市民	適切に医療を受診する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病が重症となる前に医療機関を受診する、かかりつけ医を持つ、コンビニ感覚の受診をしない、救急車を適正に利用するなど適切な医療受診を行うため市民に対する広報活動(広報紙の活用や医療機関等でのポスターの掲示等)を行ないます。</li> </ul>
		病診、病病連携の推進	医療機関	それぞれの役割を果たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き患者の紹介、逆紹介等の病診連携を進め、また、医療機器等の共同利用や開業医等の支援を行い、また地域医療連携パスを整備し、地域医療連携の強化を図ります。</li> <li>・更に市立病院で提供できない医療については、広域的な連携による医療機能の相互補完を図ります。</li> </ul>
		救急医療体制の充実	市民	必要な救急医療を受けることができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志太榛原地域救急医療センターが受け皿となり、夜間の一次救急医療(現在夜23時半までの診療を朝7時までとする)に対応します。</li> <li>・また夜間及び休日の二次救急医療は、志太榛原医療圏の他の公立3病院と連携して対応します。</li> <li>・平成23年度に救急体制を強化(現状の3隊を4隊とする)し、更に平成25年度には、消防救急の広域化(焼津、藤枝の2市)を行ない、消防力の増強を図ります。</li> </ul>
		市立病院の充実	市立病院	基幹病院の役割を果たす 病院経営が安定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な医師数を確保し、休止している診療科を再開します。</li> <li>・医師が働きやすくなるため、①医師にとって住民や組織が温かい②個人のスキルアップができる。③自分の専門領域の診療に専念できる。④学習や生活のための時間がとれる。などの環境作りを行います。</li> <li>・急性期病院としての役割を果たすため高度医療機器の整備を行ない、更に老朽化した病院施設の整備方針を策定します。</li> </ul>
		医療保険の確保	市民	保険診療が受けられる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皆保険制度の確保のために、啓発指導を行い、安心して医療が受けられる保険制度を維持します。倒産等により解雇された市民に対する保険料の軽減などは継続すると共に、国保税の納付困難者に対する相談対応を行います。</li> </ul>
自立支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者については、セーフティネットの構築(就労・生活支援・住宅窓口の一本化等)を国の施策と合わせて行う。また、緊急措置を必要とする方に対しては市の単独での支援を充実していく。また、社会福祉協議会の実施する貸付事業との連携を図る。</li> <li>・障害者については、必要とされる施設整備やサービスの充実のための支援を行い、事業所に理解を求めて障害者の就労・自立的生活を支援する。</li> <li>・高齢者については、住み慣れた地域で周囲の支援を受けながら自立した生活ができるよう介護予防事業等を行い高齢者の自覚を促すと共に、必要な介護サービスを提供し高齢者の生活の質を高める。</li> </ul>	生活困窮者への自立支援	低所得者	健康で文化的な生活を営むことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策に対応し、セーフティネットの構築を行うと共に、緊急措置を必要とする方への短期的な経済的支援を充実させる。</li> <li>・また就労対策をハローワークと連携の上、進める。</li> </ul>
		障害者への自立支援	障害児者(特定疾患含む)	本人が実現しようとする暮らしができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が必要とするサービスの充実にも努めるとともに、障害者の就労や自立的生活のための支援を行います。</li> </ul>
		要介護者への自立した生活支援	介護保険認定者	現在の介護状態を保つまたは軽度化しながら生活できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で自立した生活が送れるように、適切な介護サービスの提供をはかります。</li> <li>・要介護状態がそれ以上に悪化しないように、心身の維持・改善を図る介護予防事業の推進をはかります。</li> </ul>
		高齢者への自立した生活支援	高齢者(65歳以上) *特に1人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、特定高齢者	要介護にならずに生活ができる 社会的に孤立しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で自立した生活が送れるように、要介護状態とならないため介護予防事業を推進します。</li> <li>・幼児から児童、生徒や家庭に関わる相談、支援を効果的に進めるため福祉事務所、保健センター、教育委員会や地域との連携をさらに進める。</li> <li>・子育てに関わる経済的負担の軽減のため、国や県による諸手当や支援制度の啓発、活用の促進を図る。</li> </ul>
		自立支援サービス体制の充実	福祉サービスを提供する事業者及び団体	安定した福祉サービスを提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等に充実した福祉サービスが提供できるよう、必要とする施設整備への支援を行います。</li> <li>・事業者と市の連携を図り、事業者が参入しやすい環境の整備に努めます。</li> </ul>
子育て支援の充実(重)	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜目標水準＞</li> <li>・1000人当たりの出生率は現状水準9.5人(22年3月31日現在)を維持することとする。</li> <li>＜基本方針＞</li> <li>・いつでも親子同士が交流できる体制、安心して相談できる体制の充実させる(公助・共助を高める)。</li> <li>・保護者並びに子どもに関する保健指導体制の充実、さらに保護者が安心して働きながら子育てできる支援体制の充実を図る。</li> </ul>	地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の子育て世代(妊産婦、保護者)</li> <li>・将来の子育て世代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで子育てできる</li> <li>・相談することができる</li> <li>・子育ての情報を得られる</li> <li>・経済的に困らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも親子同士や世代間の交流できる体制づくりにさらに取り組む。</li> <li>・安心して相談できる体制を充実させる。</li> <li>・将来子育てを行う世代への情報提供を充実させる。</li> <li>・幼児から児童、生徒や家庭に関わる相談、支援を効果的に進めるため福祉事務所、保健センター、教育委員会や地域との連携をさらに進める。</li> <li>・子育てに関わる経済的負担の軽減のため、国や県による諸手当や支援制度の啓発、活用の促進を図る。</li> </ul>
		子育てを支援する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の子育て世代(妊産婦、保護者)</li> <li>・将来の子育て世代</li> </ul>	安心して子育てできる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者も子どもも安心して遊べ、交流できる場をさらに充実させる。</li> </ul>
		母性・父性と子どもの健康の確保及び推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の子育て世代(妊産婦、保護者)</li> <li>・将来の子育て世代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導が受けられる</li> <li>・医療機関を受診できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親・父親への子育て教育や相談等の妊娠から出産、乳幼児期までの保健指導をさらに進める。</li> <li>・不妊治療などへの助成などの支援を拡充する。</li> </ul>
		仕事と子育ての両立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の子育て世代(妊産婦、保護者)</li> <li>・将来の子育て世代</li> </ul>	就労を継続できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童ゼロをめざし、子どもを預けたい時に預けることができる保育、学童のサービスの充実を図る。</li> </ul>
地域で支え合う福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の日常における隣近所のお付き合いや困った際に助け合える関係の再構築に向けた意識啓発を進め、公民館単位で行われている地域福祉活動を支援する。</li> <li>・福祉団体が行うボランティア活動については、活動拠点「ボランティアビューロー福祉の広場」の提供を継続すると共に、社会福祉協議会と連携し、新たな団体のボランティア連盟加盟を促進する。</li> <li>・大規模災害など、行政だけでは対応が困難となることが予想される際に、地域住民相互の協力が得られるようなシステム作りを進める。</li> </ul>	支え合い意識の向上	市民	市民が互いに支え合うことができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民の関係の再構築に向けた意識啓発を進め、地域福祉活動を支援します。</li> <li>・地域住民相互の協力が得られるシステム作り(困っている人を支えるための体制づくりと役割分担及び情報提供等)を進めます。</li> </ul>
		ボランティア活動の推進	市民・団体	ボランティア活動を活発に行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会と連携し、地域における福祉活動の核となるボランティアの養成に取り組みます。</li> <li>・活動の場を提供するとともに、社協と連携し、ボランティア連盟への加入を促進します。</li> </ul>

基本的な取り組み(基本事業)とその取り組み方針

【2. 安全で快適なまちづくり】

施策	施策優先度評価に基づく施策の基本方針	基本的な取り組み(基本事業)	対象	意図	基本計画期間における取り組み方針
災害に強いまちづくり(重)	<p>・平成27年度末までに東海地震被害想定死者283人(うち建物倒壊で248人、津波18人)を半分にする。</p> <p>＊県のアクションプログラムの目標値に対応</p> <p>・焼津市は災害への備えができていないまち(災害に強いまちづくりに取り組んでいる)であると思っている人の割合(平成21年度47.4%)を75%(4人に3人)にする。</p> <p>・平成27年度末の耐震化率を、住宅90%、市有公共建築物100%とする。＊耐震改修促進計画で設定</p> <p>・災害に備える意識の向上や地域の防災力の向上等、自助、共助を高める。</p> <p>・水害に対応するため県と連携して河川の整備を進める。</p> <p>・土砂災害に関しては、危険区域の設定を県と連携して行い、住民への周知をはかり、監視を強化する。</p>	防災意識の向上	市民	防災意識が高まり、自主的な取り組みを行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での自主防災組織の活動に積極的に参加するよう働きかけます。</li> <li>自分が住んでいる地域における災害に関して、正しい知識と危険性を認識し、行動してもらう必要があります。</li> </ul>
		防災情報の収集伝達の充実	市民	災害情報が得られ、すばやく避難できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報については、国からの情報を共有化できるシステムの更新を行い、防災情報を瞬時に提供します。</li> <li>地域防災無線及び同報無線のデジタル化に伴い、焼津地区と大井川地区のシステムの統合をします。</li> </ul>
		防災体制の整備	市民 防災関係機関、団体	災害に対応する体制(組織、人、資機材)が整う	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防救急の広域化を行い、消防力の強化をはかります。</li> <li>消防救急無線のデジタル化の整備を行います。</li> <li>自主防災組織が保有する資機材の充実をはかり、災害発生時の活動に加え、避難所づくりなど復旧活動に対応できるようにします。</li> <li>地域での防災活動を担う組織及び人材育成に取り組めます。</li> <li>災害時に必要な資機材の更新・整備を行います。</li> </ul>
		耐震化の推進	建築物(住宅等民間の建築物及び市有建築物、構築物)	地震に耐えられる建築物となる	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の耐震化を進めます。</li> <li>民間の建物に関しては、耐震補助を引き続き行います。</li> </ul>
		防災インフラの整備 ＊砂防、避難地、航路水門(県への要望)、など 災害発生後に必要となるもの含む	市域	災害の被害を防ぐために必要な施設が整う	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の整備を行い、災害発生後の市民生活の安全確保をはかります。</li> <li>中小河川を改修し、治水安全度を高めます。</li> <li>津波対策として、航路水門の設置を引き続き県に働きかけます。</li> <li>急傾斜地における土砂災害対策を推進します。</li> <li>緊急輸送路、避難路の改修・整備に取り組めます。</li> </ul>
		火災の予防	市民	火災を発生させない火災による被害をうけない	<ul style="list-style-type: none"> <li>春季・秋季の年2回全国一斉に火災予防運動を実施し、火災予防啓発活動を実施します。</li> <li>高齢者住宅に対し、住宅防火診断を実施し、高齢者を火災から守ります。</li> <li>ホテル等多数の収容人員が見込まれる施設での避難訓練に対して訓練指導を実施します。</li> <li>一般住宅火災で死傷者を防ぐため、住宅用火災警報器の設置を市民に呼びかけます。</li> <li>各種イベントに参加し、火災予防啓発活動を実施します。</li> </ul>
良好な住環境の実現	<p>良好な住環境の実現に向け、安全で住みやすい基盤整備を重点に取り組む</p> <p>住宅開発を中心とする区画整理事業の早期完成を目指す。</p> <p>密集住宅市街地に関しては、重点整備地区の早期完成を目指す。</p> <p>災害時の避難場所ともなる防災公園及び一時避難地となる地域の公園の整備を推進する。</p> <p>民間によるミニ開発について、適正な誘導を行う。</p>	良質な住宅地の形成	市街地	生活基盤が整う	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画整理事業による住宅開発及び<b>住宅市街地総合整備事業計画</b>内における重点整備地区の早期完成を目指す。</li> <li>地区計画制度の活用などにより、民間による良質な住宅地形成を促進する。</li> </ul>
		緑化の推進	市域	緑が増える	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民及び事業所に<b>生垣づくりのさらなるPR</b>を行い、また、<b>屋上緑化や壁面緑化など新たな緑化形態についても検討し</b>、緑地の確保をはかる。</li> <li>公共施設としては、<b>都市公園</b>の整備や街路の緑化の拡充に取り組み、身近に緑がある環境づくりに取り組む。</li> </ul>
		良好な景観の保全と形成	市域	良好な景観(焼津らしい)が保たれる 良好な街並みが創られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>木屋川桜や花沢の里など市民が誇れる景観を保全すると共に、<b>港町らしい景観創り</b>に取り組む。</li> <li>市の中心部における<b>住宅市街地総合整備事業計画</b>内の<b>重点整備地区の整備</b>に合わせて、電線地中化を進め、良好な街並みを創出する。</li> </ul>
		適正な土地利用の推進	市域	焼津らしさを反映した土地利用がなされる	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の構想に基づき、新インター周辺等に新たな産業創出エリアを設定し、にぎわいづくりを進める。</li> <li><b>民間による開発については、適正な道路の配置などを誘導することで、計画的な土地利用を行う。</b></li> </ul>
		居住環境の向上	市民	住みやすい居住環境が得られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅における建て替え及び住民ニーズに合わせた住戸改善を行うことで、居住環境の向上をはかる。</li> <li>高齢者等の居住安定確保や子育て世帯の住宅確保については、住生活基本計画に基づき民間住宅の借り上げや優良賃貸住宅助成制度、高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用を含め推進する。</li> <li>密集市街地における<b>老朽住宅</b>に関しては、建て替えの促進をはかっていく。</li> </ul>
移動しやすい交通ネットワークの充実	<p>幹線道路の整備は進んでいるもののネットワークとして完全なものとはいえず、渋滞が解消されていない現状にある。また、今後整備されるインターチェンジへのアクセスの確保及び利便性の向上を図る。</p> <p>生活道路や歩行者、自転車による道路利用者の移動の円滑性や安心して快適な利用に関する住民の意見要望が強く、成果水準も比較的低いことから基本計画期間内における優先整備路線を定めた上で整備を推進し、成果向上を目指す。</p> <p>公共交通機関に関しては、連携計画の中で、自主運行バスの路線の再編を含め検討し、移動手段及び利便性の確保を目指す。</p>	円滑に移動できる道路づくりの推進	道路利用者	速く移動できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後整備されるインターチェンジのアクセス確保及び利便性向上に向け、幹線道路の整備に取り組めます。</li> <li>幹線道路のネットワークを確保するため未整備区間(優先整備路線)の整備に取り組めます。</li> </ul>
		安全な道路づくりの推進	道路利用者	安心・快適に移動できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の整備事業に伴う歩道の確保や歩車分離を進めます。</li> <li>生活道路の整備に関しては、交通量や通学路であることなどを考慮し、優先度を決めた整備を進めます。</li> <li>道路の維持管理に関しては、パトロールを行い、早期の補修に取り組めます。</li> </ul>
		公共交通体系の再編	公共交通利用者 公共交通事業者	利便性を高める 移動手段を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通総合連携計画に基づき自主運行バスの路線の再編を行う。合わせて新たな公共交通機関の検討を行います。(バス、電車(駅)、(空港、港))</li> </ul>
安全な水の安定供給	<p>現状の高い成果水準を維持することを基本とする。施設の老朽化に対応し、施設の更新及び耐震化を進める。</p> <p>水の安定供給に必要な財源を確保すると共に更に効率的な経営の実現に取り組む。</p>	水質の適正管理の推進	市民 水道水	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な水道水を使用することができる</li> <li>水質が保たれる</li> </ul>	<p><b>原水</b>、浄水及び給水の<b>水質検査</b>を定期的実施し、その検査結果を積極的に市民に公表していきます。</p>
		水道施設の適正管理の推進	市民・市域(給水区域) 水道施設(水道局が保有する施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水を安定的に使用することができる</li> <li>施設の機能が保たれる</li> </ul>	<p>配水場関連の施設は、日常の点検や定期的な診断を徹底することにより設備の長寿命化を図るとともに、<b>長寿命化が困難と判断された施設については、計画的な更新</b>を行います。また、管路についても、同様に計画的な更新を行います。</p>
		水源の維持	水源(水道水の原水)	水量・水質が保たれる	<p>日常の監視と井戸ごとの経年劣化を考慮した定期的な井戸の調査を行い、水位・水質の監視を徹底します。調査の結果、取水量の低下などが確認された場合には、緊急度の高いものから順に<b>更生修繕</b>などを行い、機能の回復を図ります。</p> <p>自己水源と静岡県大井川広域水道からの受水という複数の水源を確保することで、水の安定供給を図ります。</p>
		経営の健全性の確保	水道事業	(無駄をなくすことで)収支が安定し、持続的な経営がなされる	<p>無駄のない事業運営のための最大限の企業努力を実施するとともに、建設改良事業についても、焼津市水道事業中期経営計画に基づいて実施することにより、経営の健全性の確保を図っていきます。</p>
		水道の適正利用の促進	市民(給水区域)	水道を安全・適正に利用する	<p>給水管の漏水原因の多くを占める鉛製給水管の取り替えや受水槽の適切な管理など、個人が所有する給水装置等の適正利用を促進します。</p> <p>また、ホームページなどで節水の必要性を市民にPRします。</p>
		交通安全意識の向上	市民、事業所	交通ルール、マナーを守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、交通安全協会、自治会などの団体と連携し、市民及び道路利用者に対する啓発活動を実施する。</li> </ul>
交通事故のないまちづくり	<p>「自らの安全は自らが守る」の原点に立ち、市民ひとりひとりが交通ルールとマナーを遵守することを働きかける。</p> <p>交通事故が多発している区域については、重点的に交差点の交通安全対策を実施する等で引き続き成果向上を目指す。</p>	高齢者に対する交通安全対策の推進	高齢者	交通事故にあわない交通事故をおこさない	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者向けの交通安全の啓発として、運動能力や認知力が低下することから、ゆとりをもった運転や歩行を心掛けるなどの働きかけをおこなう。</li> <li>自転車の乗り方指導などを充実させる。また免許証返納制度をPRしていく。</li> </ul>
		児童・生徒に対する交通安全対策の推進	児童・生徒	交通事故にあわない交通事故をおこさない	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通ルールを身につける年齢の子どもを対象に交通安全教室を開催すると共に、自転車の乗り方指導などを充実させる。</li> </ul>
		交通事故の起きにくい環境整備	市内の道路	交通事故が起きにくいようにする	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故の分析や検証結果を基に、関係機関と共に対策を検討し、交通安全施設の整備(安全な歩行帯の整備やカラー表示による注意喚起など)を実施する。</li> </ul>
犯罪のないまちづくり	<p>「自分のまち、自分の身は自分で守る。」という意識のもと、住民及び地域における防犯活動を促進する。</p> <p>交通の利便性の高いインターチェンジ付近での犯罪や、駅やスーパーでの自動車盗が多いことから周辺住民や利用者への啓発運動により、引き続き成果向上をはかる。</p>	防犯意識の高揚	市民、事業所	犯罪被害にあわないよう自ら守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自分の身は自分で守る。」という意識を持ってもらうことが犯罪被害にあわない上で重要であり、犯罪発生等の情報提供や防犯講座等の開催を進めていく。特に犯罪被害者となりやすい子どもの安全確保や高齢者等に対する詐欺被害防止などを呼び掛ける。</li> </ul>
		犯罪を起しにくい環境づくり	市域	犯罪が起きない環境が整う	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域が行う防犯施設(防犯灯等)の設置を支援することで、犯罪を起しにくい暗がりを取り除き取り組みを引き続き促進する。</li> </ul>
		地域防犯対策の促進	地域	防犯活動に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全学区への地区安全会議の設置を呼び掛け、地域における防犯活動を支援する。</li> <li>PTAなど防犯活動を行っている団体等との連携を働きかけることで、地域全体での防犯活動の展開を実現する。</li> </ul>
消費者の自立と保護	<p>市民の消費者被害にあわないようにする意識は高く、また相談体制も整いつつあるため高い成果水準を維持することを基本とする。</p> <p>一方で、ネットの利用など多様化する消費者被害に対応すると共に、消費者被害にあいやすい高齢者の方への情報提供については引き続き注力していく。</p>	賢い消費者の育成	市民、消費者団体	消費者としての意識が高まる 消費者被害にあわない	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民(特に高齢者など)が消費者が被害にあわないための情報提供や賢い消費者となるための意識啓発(表示が読める、契約内容を理解する、地場産を買う、エコバックを持つ等)を行うと共に、困った際の相談体制を充実する。そのために関係機関とのネットワーク化を進める。</li> <li>インターネット等を使った新たな消費者被害相談に対応できる体制づくりにについても取り組む。</li> </ul>
		事業所への指導の徹底	事業所	消費者に被害を与えない 消費者が判断するために必要な情報を提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に計量器の検査や適切な表示がなされているかの検査を実施し、事業所に対する指導を行う。</li> <li>食品加工業者に対してなんらかの働きかけができないか?。例、トレーサビリティや原材料表示</li> </ul>

基本的な取り組み(基本事業)とその取り組み方針

【3. 豊かな心を育てるまちづくり】

施策	施策優先度評価に基づく施策の基本方針	基本的な取り組み(基本事業)	対象	意図	基本計画期間における取り組み方針
豊かな感性をもつ幼児の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員に満たない公立幼稚園の在り方、活用を、私立幼稚園や保育園とも絡めて検討する中で、幼保一元化も検討する。</li> <li>・生活習慣を身につけるために保護者への情報提供・情報交換を強化する。</li> <li>・幼稚園・保育園と小学校との連携を強化し、円滑な学校教育へと結びつける。</li> </ul>	家庭の教育力の向上	乳幼児保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭におけるしつけを身につける</li> <li>・育てる力を身につける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣を身につけるために保護者への情報提供・情報交換を強化する。</li> </ul>
		集団保育の推進	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間と一緒に遊べる</li> <li>・簡単なルールを守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育園と小学校との連携を強化する</li> </ul>
		教育環境の充実	乳幼児保護者	安全に過ごせる安心して預けられる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は老朽化対策などを行ない、教育環境の充実を図る</li> </ul>
		教職員の資質の向上	幼稚園教諭保育士	個々の成長にあわせて指導ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭、保育士を対象とした資質向上のために研修や研究事業などに加えて、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施する</li> </ul>
生きる力を育む学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の人的配置及び資質向上を図る。</li> <li>・学ぶ環境づくり(老朽設備の更新や教材及び備品)を進めていく。</li> <li>・効果的な学校教育を進めるために地域との連携を進めていく。</li> </ul>	基礎学力の定着	市内小中学校の児童・生徒	基礎学力を身につける	学習指導要領の改訂に伴う教育内容の充実を図ることや、少人数学級において一人ひとりに対するきめ細かな効果的な指導を工夫し実践する。
		豊かな心の育成	市内小中学校の児童・生徒	人間性、社会性を身につける	複雑な家庭状況が不登校につながっているケースでは、児童相談所や巡回相談員、カウンセラーが、家庭や医師と連携した指導体制をさらに充実させる。適応指導教室の増設に伴い、その機能を充実していく。学校で相談できる体制をさらに充実し、早期対応による不登校の未然防止を図る。
		基礎体力の定着	市内小中学校の児童・生徒	基礎体力を身につける	子どもが主体的に体を動かし、運動に親しむ体育活動の充実を図る。発達段階に応じた様々な動きを身につけるために系統的な指導による体育活動を充実させる。
		教職員の指導力の向上	教職員	学習指導力を高める生徒指導力を高める	学校におけるバランスのとれた教員の配置や学校が必要とする支援員等の市単での学校職員の配置を図り、組織的な取り組みを強化し、していくことで資質の向上をおこなっていく。教職員の資質や能力の向上を目指した教職員研修を充実させ、個に応じた指導力を高めていく。
		学びやすい環境づくり	学校施設・設備地域住民	整っている教育力を発揮する	学校の施設設備の充実を通して安全安心な学習環境の維持・確保、また、教材教具、備品等の整備を通じて質の高い学習環境の維持・確保する。効果的な学校教育を進めるために、「読み聞かせ」や「職業体験学習」等の総合学習の実施、「子ども見守り隊」等の安全安心な学校づくりへの協力など、地域との連携を図っていく。
生きる力を伸ばす社会教育の充実	<p>社会教育について、地域の連帯感を図るとともに、身につけた知識を地域やまちづくりに繋げるような学びの循環をつくり、市民が学びの成果を社会に波及(地域課題の解決)できるようにしていく。</p> <p>家庭教育については、当事者だけでなく多くの市民が家庭教育支援にかかわれるよう展開する。</p>	保護者の教育力の向上	子どもの保護者(地域住民)	家庭での教育の知識を身につけて、実践する(保護者を支える)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭では、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るための家庭教育力を高めることが求められており、当事者だけでなく多くの市民が家庭教育支援にかかわれるよう展開する。また子育て支援施策や関連部局と連携して取り組む。</li> <li>・相談体制の構築(家庭教育支援チームの設置)</li> <li>・情報提供(支援チームだより・報告書の発行)</li> <li>・学習機会の提供(家庭教育学級の開設と運営、子育て講演会の開催)</li> <li>・交流機会の創出(子育てひろばの開設と運営)</li> <li>・検証(家庭教育推進協議会の開催)</li> </ul>
		学習成果の社会での活用促進	成人	地域の課題を共有・抽出し課題解決に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育について、地域の連帯感を図るとともに、身につけた知識を地域やまちづくりに繋げるような学びの循環をつくり、市民が学びの成果を社会に波及(地域課題の解決)できるようにしていく。学びの内容についても、生きがいづくりや趣味稽古事の学びだけでなく、地域課題の解決につながるような事業へシフトしていく</li> <li>地域は、コミュニティ活動を通じて、地域の課題解決に対する意識を高めあうように働きかける。</li> <li>・質の高い学習機会の提供</li> <li>・コミュニティ活動の支援</li> <li>・公民館講座の見直し</li> <li>・コーディネーター等の人材養成</li> </ul>
		青少年が主体的に参加できる学習機会の提供	青少年	広い視野と社会性を身につける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異年齢集団による様々な地域活動への参加と体験の機会を提供していく。</li> <li>・学校と連携して育成活動を推進する。</li> <li>・地域の資源を活かした創造や体験の場を提供していく。</li> </ul>
		学習環境の整備	市民	学びの場が確保される	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設の維持管理及び更新をおこなう</li> </ul>
		青少年を取り巻く社会環境の浄化と啓発活動の推進	少年	健全に育つ(環境ができる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校やいじめ等問題行動の早期発見と積極的な教育相談による対応を充実する</li> <li>・非行防止のためのきめ細やかな街頭補導と啓発活動を継続して実施していく</li> <li>・学校・地域・家庭や関係機関との連携した有害環境の浄化を行っていく</li> </ul>
		良質な催事及び文化活動の場の提供	市民	芸術文化に親しみ、文化活動に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人が文化活動に取り組める環境整備について検討・実施していく。</li> <li>・市保有の美術資料について適切に保護・活用できるスペースを確保する</li> <li>・老朽化している施設の改修を行い、市民の満足度を高める施設運営を図る</li> </ul>
文化遺産の調査・発掘並びに保護・活用	文化財(有形)	市民の学習に活用されるとともに、次代に引き継がれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花沢地区への伝統的建造物群保存に向けて住民との協議推進を図る。文化遺産所有者が、積極的に保護・継承に取り組めるように継続して支援していく。</li> <li>・歴史民俗資料について適切に保護・活用できるスペースを確保する。</li> <li>・学芸員等専門人材の育成および確保を行う。</li> </ul>		
伝統文化の継承	伝統文化市民	世代を超え受け継がれている慣習、芸能、産業などを継承し、郷土愛を持つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人が文化活動に取り組める環境整備について検討・実施していく。</li> <li>・伝統文化継承団体が、積極的に保護・継承に取り組めるように継続して支援していく。</li> </ul>		
焼津らしい平和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在はイベントを中心した取り組みになっているため、日常的な取り組みとしても学校教育(焼津らしい社会科副読本など)や社会教育の機会を通じて「焼津らしい平和教育」をより広く実践していく。</li> <li>・第五福竜丸事件の風化が懸念されるため、当時の状況を記録・保存する必要がある。</li> </ul>	恒久平和意識の高揚	市民	第五福竜丸事件を通じて平和の大切さを理解する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントを中心した取り組みに加えて、学校教育(焼津らしい社会科副読本など)や社会教育の機会を通じて「焼津らしい平和教育」を実践していく。</li> <li>・第五福竜丸事件の風化が懸念されるため、当時の状況を記録・保存する。</li> <li>・さらに「平和都市焼津宣言、核兵器の廃絶を願う焼津宣言」を広く周知していく。</li> </ul>
		核兵器廃絶の取り組みの促進	市民	核や平和を考える学習活動やイベントに参加するなどの取り組みを行っている	平和を考えるイベントや学習への参加の機会の充実を図る。
		世界平和の促進	国民世界の人々	焼津の取り組みを通して世界平和の大切さを理解する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「焼津平和賞」の継続にあたり、情報発信を強化すると共に、成果を検証する。</li> <li>・平成20年11月に平和市長会議に加盟したが、加盟都市と連携を深め、情報発信を行っていく。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション活動の振興	<p>健康づくりとの関連を重視し、身近な場所で手軽にスポーツに取り組むきっかけづくりを行う。</p> <p>スポーツをととした体力の維持向上、異年齢、世代間、親子間の交流、地域の連帯感の高揚による子どもの健全育成や地域コミュニティづくりに結びつける。</p> <p>また市民がスポーツ活動を安全で良好な環境の中で使用していただくため、補修・改修等維持管理を適正に執行する。</p> <p>これらを通じ、スポーツ・レクリエーションの実施率の向上をはかると共に、競技スポーツの担い手である体育協会加盟人数については、減少傾向にあることから減少を極力食い止める。</p>	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	スポーツ・レクリエーションに取り組んでいない市民	スポーツ・レクリエーションに関心を持つスポーツ・レクリエーションに取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりとスポーツとの関連を市民に伝えると共に、スポーツに取り組むきっかけづくりとしてラジオ体操やトリム運動など地域での活動を進めます。</li> <li>・引き続きスポーツ教室、イベントの開催、ニュースポーツの普及に取り組めます。</li> </ul>
		スポーツ活動への支援	スポーツ・レクリエーションに取り組んでいる市民(体育協会加盟者、地域スポーツクラブ加盟者)	スポーツ・レクリエーション活動に活発に取り組む(多くの仲間と共に継続して活動を行う、競技力が向上する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育協会や地域スポーツクラブが行う加盟者増に向けた情報発信や勧誘活動を支援します。</li> <li>・競技力を向上するために指導者の育成を行います。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブの設立と拡大を支援して行きます。</li> </ul>
		安全・良好なスポーツ環境の確保	市民	継続して身近な場所で安全にスポーツができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化したスポーツ施設については、計画的に補修・改修を進めます。</li> <li>・管理・運営に関しては、効率的な運営と利便性の向上(利用時間の延長等)をはかります。</li> </ul>

基本的な取り組み(基本事業)とその取り組み方針

【4. 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり】

施策	施策優先度評価に基づく施策の基本方針	基本的な取り組み(基本事業)	対象	意図	基本計画期間における取り組み方針
活気ある水産業の振興	1. 水揚げ量の確保 2. 水産加工品製造の底上げ 3. 漁業者の担い手確保 4. 焼津漁港の整備と利活用方策検討の促進 ・焼津漁港は、水産業の振興上特に重要な漁港として政令で定められている。このようなことから地域経済の発展とともに全国的な視点に立った食糧供給という使命も持っている。 ・水産業の振興には、入り口である港に良質な水産物が安定的に水揚げされ、これが流通加工業者に広く円滑に行き渡ることが肝要である。このような考え方の下で、水揚げ数量の確保を図る施策を実施しつつ、水産加工製品の販売の増加を目指す。 ・また、将来にわたり漁業が持続的に産業として成り立っていくためには、担い手の育成と確保が重要である。 ・さらに、円滑な水揚げと漁獲物の運搬形態の多様化などに対応する漁港整備を実施する。	水産物の流通機能の強化	水産業者	水揚げを確保できる	水揚げ数量を確保できるように水揚げの奨励、流通施設の整備への支援を行い、焼津船籍以外の漁船の誘致を関係団体と連携して推進する。
		伝統技術や新しい技術による水産加工品の販売力の強化	水産加工業者	水産加工品の販売が増加する	水産加工品のブランド化、新商品の開発、新しい販路の開拓、新分野への進出、商品PR、異業種交流などに対し、大学、研究機関、商工会議所等と連携して、水産加工業者を支援していく。
		担い手の育成と確保	漁業者 水産加工業者	担い手を確保できる	沿岸漁業に新規に従事する人、効率的な漁業形態に変更する漁業者への支援や近海・遠洋漁業対策として、地元の漁船へ就職をしてもらうために、焼津の漁業ガイドブック、全国水産高校への求人活動を行う団体への支援を充実していく。
		漁業生産基盤の強化	漁業者	円滑に水揚げをできる	・船齢が20年を超える漁船が増加してきているので、漁船の更新などへの支援を行っていく。 ・冷凍カツオの運搬形態の大型運搬船化が進むことなどから円滑な水揚げに対応する漁港整備を静岡県と連携して推進していく。
農地、水、環境を活かした農林業の振興	1. 水稲については、担い手農家への面的な集積を促進し、水田活用率100%維持を目指す。 2. 主要作物については、産地の維持・拡大を目指す。 3. 農地をしっかりと利用する担い手を育成し、確保する。	農林業生産基盤の整備	農林業者、新規就農者	安定して農林産物を生産できる	・農業者が減少し、農家だけで末端水路等の施設を管理できない状況が発生しており、地域全体で農業環境、農村集落環境を守っていく。 ・農業施設等の老朽化が著しく、これを計画的に修繕、維持する。
		農地の集積、有効利用の促進	農業者、新規就農者	合理的な農地利用、効率的な農作業ができる	・担い手農家への農地集積を進めることにより、農地の利用率を維持していく。(主に水田) ・面的集積を促進し、農地の有効利用を図る。
		担い手の確保と育成	農業者、新規就農者	・農業生産を継続できる ・産地の維持、拡大が図れる	・農地をしっかりと利用する担い手を育成し、確保する。 ・主要作物は、産地の維持・拡大を図る。 ・市民の要求に応える野菜などの生産体制を整える。 ・地域の環境(交通、地理、都市構造など)を活かし、継続できる農業モデルを確立する。
		新規就農者の確保	新規就農者	市内に定住し、就農できる	次代の地域の農業を担う人の農業参入を促進する。
にぎわいのある商工業の振興	地域経済における商工業の占める割合は、大きく、また市民生活においても商業やサービス業の重要性は高いため成果水準の向上を目指す。事業者の自立を基本としつつも行政としては、経済活動の環境づくり(融資や誘致、情報提供等)に重点的に取り組む。商工会議所等の団体及び事業所と協働での商品開発に取り組み焼津ブランドのPRを行い焼津のネームバリューを高める。 港湾に関しては、焼津の商工業をささえる産業基盤と捉え、利用促進のためのPRを積極的にやっていく。	技術力・開発力の向上	工業者	技術力・開発力を高める	大学や研究機関、商工会議所、企業などと連携して、新たな商品開発や商品の差別化に向けた取り組みを支援する(産学官の連携強化)
		販路の拡大	商業者 工業者	販路を拡大できる	企業活動に必要な情報提供をさらに推進する ・焼津ブランドのPRを行い焼津のネームバリューを高める取り組みを推進する。 ・大井川港を利用しやすい港湾として企業等に対し、PRを積極的に行っていく ・中心商店街等が行うイベントへの支援を進める ・中心市街地の空き店舗対策を強化する。
		経営資金の確保	商業者 工業者	資金を確保できる	運転資金、設備資金、企業進出等への融資の充実を図る
		人材の確保	商業者 工業者	人材を確保できる	市内企業の雇用ニーズと大学の人的資源のマッチングを積極的に推進し、有能な人材確保に努める。
人が訪れ、消費が拡大する観光の振興(重)	H30(8年後)目標 ・観光交流客数(H20 320万人)を400万人とする。 ・宿泊客数(H20 32.7万人)を40万人とする。 基本方針 ・焼津のブランドである魚を柱としつつ、魚以外の資源も活かして産業振興を図りながらまちづくりを進める。 ・観光商品、観光拠点を再評価し、掘り起こしを図る。 ・拠点のルート化を図り、モデルルートを提示する。 ・観光協会のHPの改善や旅行会社とのタイアップ等、外への情報発信を強化する。 ・さかなセンターの改築にあたっては、ハードよりも中身を特徴づけることで、新東名開通後も誘客が測れる施設とする。 ・冬季のイベントを検討する等年間を通してバランスよくイベントを実施する。	観光資源の確保と有効活用	関東、中部圏の住民及び静岡空港利用者	焼津に魅力を感じる	・焼津のブランドである魚を活かした食文化の向上を図る。 ・観光商品、観光拠点を再評価し、掘り起こしを図る。 ・拠点のルート化を図り、モデルルートを提示する。 ・さかなセンターをさらに魅力ある施設とするため、リニューアルに向け支援をする。 ・イベント開催するための支援をする。(冬季イベントを検討し、年間を通しての開催に向けての支援) ・地場産業と連携した観光商品づくり(深層水、地域特産品、水産加工品)、 ・買う観光から地場産業と一体となった体験型観光資源を開発する。 ・広域での観光客誘致の取り組みをさらに強める。
		情報発信機能の強化	関東、中部圏の住民及び静岡空港利用者	焼津を知る	・観光協会のHPの改善や旅行会社とのタイアップ、近隣市町の連携等、外への情報発信を強化していく。 ・富士山静岡空港を活用した誘客の促進を行う。
		おもてなしの意識の向上	焼津市を訪れた人	気持ちよく観光できる	・まちなか案内人的な人材育成も市民団体などが積極的に進めており、観光協会、商工会議所等と連携して人材育成への支援をさらに進める。 ・まちなか観光等の環境整備を進める。 ・市民にはおもてなしの心を持っていただくように、啓発していく。
雇用の確保と勤労者の支援	ニート、労働力の高齢化(労働力人口に占める60歳以上の割合が増加する)や障害者の増加、外国人の雇用対策を講じるため、企業等の雇用環境づくりを支援する。 求人と求職のミスマッチを改善し、介護職や水産加工業などへの人材の流入を国の補助制度などを活用しながら促進する。	1. 働く場の確保	15歳以上の市民	働く場を確保できる	工業団地等への企業の誘致を行うことにより市内で働く場所を確保する。ニートに対して、セミナー講習会、相談会などを開催することによって、就労支援を行う。求人と求職のミスマッチを改善し、介護職や水産加工業などへの人材の流入を国の補助制度などを活用しながら促進する。
		2. 就労環境の充実	勤労者	安心して働くことができる	企業における福利厚生に関しては、財団法人勤労者サービスセンターの加入促進を図るとともに広域化などを検討する 勤労者に対する公的融資制度(勤労者住宅資金、教育資金)についても制度の在り方含め検討する
		(3. 情報の提供(啓発))	(15歳以上の市民、勤労者)	雇用情報を入手できる	国、県の雇用対策情報を迅速に提供していく

基本的な取り組み(基本事業)とその取り組み方針

【5. 人と自然が調和するまちづくり】

施策	施策優先度評価に基づく施策の基本方針	基本的な取り組み(基本事業)	対象	意図	基本計画期間における取り組み方針
生活環境の向上	<p>・清掃活動については、清掃活動に参加する市民を増やしつつ、高齢者に配慮した支援を行う。</p> <p>・大気、水質、悪臭、騒音、振動の発生を防止するため、事業所の立入検査による指導を推進する。 生活に密着した苦情(近所同士のトラブル)については、モラルの向上・啓発に努める。</p>	地域美化の推進	市民 事業所 市域	地域の美化活動に取り組む きれいになる 病害虫の発生を防止する	<p>・清掃活動については、清掃活動に参加する市民を増やしていく。</p> <p>・地域住民が実施する清掃活動への参加者が高齢化してきているので、事故防止の呼びかけやごみ類等の収集、回集の支援をしていく。</p> <p>・市民及び団体に対しては、河川、水路清掃、身近なごみ拾いなど環境美化活動の開催と積極的な参加を働きかけていく。</p>
		ペット類(犬、猫など)の適正飼育	ペット類を飼育している人	適正に飼育する	<p>・苦情の多くは生活密着型(犬・猫の飼育など)であり、市民は、ペット類(犬、猫など)の適正飼育に努めてもらうように啓発していく。</p> <p>・動物愛護の観点から、飼い主への飼育指導やボランティアによる動物愛護活動を支援し、不幸な動物(子猫)を減らすためにも飼い主のマナー向上を呼び掛けていく。</p>
		騒音、振動、悪臭等の防止	市民 事業所	騒音、振動、悪臭等を防止する	<p>・事業場からの大気、水質、悪臭、騒音、振動等の発生を防止するため、環境調査を行っていく。</p> <p>・市民からの公害苦情に迅速かつ適正に対処するため、工場、事業所からの騒音、振動あるいは近隣騒音、悪臭等の防止に向け、事業所等への立ち入り検査、指導、監視に取り組んでいく。</p> <p>・生活に密着した苦情(近所同士のトラブル)については、モラルの向上にむけての啓発を行っていく。</p>
自然環境の保全	<p>・自然を守るための生活排水対策として、公共下水道の整備、未接続者への普及啓発を推進する。また、一般家庭からの生活排水による水質改善に合併処理浄化槽の整備をより一層推進する。</p> <p>・市民を対象とした環境教育及び環境学習を推進し、市民・事業者・市による環境活動を実践する。</p> <p>・市民生活とバランスの取れた野生鳥獣の保護を進める。</p>	空(空気・大気)の保全	空(空気・大気) 市民 事業所	保全する	<p>・大気環境基準を満たしているかどうかの調査を行い、監視していく。</p>
		海・川等の水質の保全	海・川等の水質 市民 事業所	保全する	<p>・自然を守るための生活排水対策として、公共下水道の整備、未接続者への普及啓発を推進する。また、一般家庭からの生活排水による水質改善に合併処理浄化槽の整備をより一層推進する。</p> <p>・海・川等の水質の環境基準を満たしているかどうかの調査を行い、監視していく。</p>
		山の緑等の保全	山の緑等 市民 事業所	保全する	<p>・動植物の保全のため、今ある自然環境を適切に管理し、動植物の生息・生育環境の保全に取り組んでいく。</p>
		自然環境の保全意識の高揚と保全活動の促進	市民 事業所	自然環境の保全意識を高める 事前環境の保全活動に取り組む	<p>・市民を対象とした環境教育及び環境学習を推進し、市民・事業者が保全活動に取り組むように支援し、市は率先して環境活動を実践していく。</p> <p>・市民、事業者、市による環境活動を実践する環境市民会議の設置や市民主体の環境活動ネットワークづくりを進めていく。</p>
ごみの減量化と適切な処理	<p>1人1日当たりのごみの排出量については、平成19年度に策定した一般廃棄物処理基本計画において平成22年までに916gにし、平成29年度までこの水準を維持する目標を立てている。平成21年度見込みとして894gであり目標を達成出来ていると思われるが、藤枝市の水準よりごみの排出量が多いも低い</p> <p>ため、藤枝市の水準である850gを目指す。そのために分別の徹底と再資源化を推進する。</p> <p>不法投棄については、平成22・23年に不法投棄監視員を設置し、不法投棄発見件数が一時的に増えたと見込まれるが、将来的に不法投棄しにくい環境づくりを目指す。</p>	ごみの発生抑制	市民、事業所 ごみ	自主的な取り組みにより発生を抑制する	<p>・生ごみ処理モデル地区の設置を進め、燃えるごみからの生ごみの分別を徹底しておこなってもらう。事業所に対する包装の簡素化、マイバックの利用促進など普及啓発を行っていく。</p>
		ごみの適正処理	市民、事業所 ごみ	適正に処理する	<p>・市民へのごみ分別指導説明会を今後も継続しておこなっていく。</p> <p>・ごみ不法投棄防止対策として、平成22・23年に不法投棄監視員を設置して、不法投棄しにくい環境づくりを行っていく。</p> <p>・新たな施設として循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設として、周辺環境に配慮し、環境負荷を低減し、熱エネルギーを有効利用した地域共存型の「新ごみ処理施設」の建設に向けて、藤枝市及び一部事務組合と連携して進めていく。</p>
		リサイクルの推進	市民、事業所 リサイクル可能なごみ	再資源化する	<p>・生ごみの再資源化(堆肥化)を推進していく。</p> <p>・資源ごみの分別を促進して古紙等のリサイクルの推進やプラスチック製容器包装、木くず・剪定枝、廃食用油などの資源化を図る。</p> <p>・建設リサイクル法による特定建設資材の分別解体、特定建設資材廃棄物の再資源化を徹底する。</p>
省エネ生活の推進	<p>国で掲げている2020年までに1990年比25%削減達成に向けて、市としても平成24年度に策定予定の環境基本計画に則り、省エネ生活の推進を図っていく。計画の策定にあたっては市民や事業者とともに策定し、着実に実行していく。</p>	省エネ行動の啓発	市民、 事業所	省エネの必要性を理解する	<p>・市は平成24年度に策定予定の環境基本計画に則り、省エネ生活の推進を図っていく。計画の策定にあたっては市民や事業者とともに、市民の役割、事業所の役割、市の役割を明確にして、着実に実行できるようにしていく。</p> <p>・市民一人ひとりが地球温暖化を自らの問題と考え、市民生活の省エネ化への取り組みとして各家庭で省エネ行動(電気量の削減、ガス使用量の削減など)を具体的に取り組んでもらえるような啓発を進めていく。</p>
		省エネの利用促進	市民、 事業所	省エネに率先して取り組む	<p>・焼津市役所も一事業所として、エコアクション21環境経営システムの認証を取得するとともに事業所におけるエコアクション21環境経営システムの認証取得の支援をしていく。</p> <p>また低公害車の導入、電気、ガス、燃料等の節減、紙類等の資源化、自然エネルギーとしての太陽光発電システムの導入を推進していく。</p> <p>・建築物で床面積2,000㎡以上の新築等を行う場合、県建築物環境配慮計画書を提出させ環境への配慮を図っていく。また新たに省エネ法で対象となった300㎡以上の建築物の施主に対する指導を行っていく。</p> <p>・太陽光発電システム、太陽熱温水システムなど自然エネルギー等の導入・活用及び支援を推進していく。</p>

基本的な取り組み(基本事業)とその取り組み方針

【6. 市民と行政がともに創るまちづくり】

施策	施策優先度評価に基づく施策の基本方針	基本的な取り組み(基本事業)	対象	意図	基本計画期間における取り組み方針
互いに認め合い尊重されるまちづくり	引き続きセミナーやフォーラムによる意識啓発を図るとともに、学校や公民館等での学習機会の充実を図る。また、人権の課題に取り組む団体との連携・支援を強化する。 <del>また、相談体制について広報を充実させる。</del>	人権意識の向上	市民	他者との違いに気付き互いに認めあう	セミナーやフォーラムによる意識啓発を図る。学校や公民館等での学習機会の充実を図る。人権の課題に取り組む団体との連携・支援を強化する。相談体制を整備する。
		男女共同参画の推進	市民	性別にかかわらず互いに認め合う	女性が社会参画するための学習機会を充実する。企業と連携してワークライフバランスの実現に向けて啓発活動を展開する。市役所における男女共同参画に向けての取り組みを推進する。相談体制を整備する。
		多文化共生社会の推進	市民	国籍などに関わらずさまざまな国の文化をお互いに理解する	在住外国人に市政情報をわかりやすく提供する。交流会等の開催など関係団体との連携、支援を強化する。
情報共有化の推進	・情報格差の拡大を抑えるため、多様な媒体により市民に情報を伝達するように努める。 ・ホームページ、広報誌、市政懇談会等、双方向のやり取りができるような活動を推進する。	広報活動の充実	市民、議会、行政	知りたい情報を得られる	・情報伝達手段の多様化により、情報格差が生じているため、多様な媒体や新たな情報伝達手段の活用などにより市民が情報を確実に収集できるように取り組んでいく。 ・住民が求める情報を調査するなど把握し、情報の内容の精査や時、所、場合に応じた情報入手の方法について市民にわかりやすく伝えるなど取り組んでいく。
		広聴活動の充実	市民、議会、行政	情報を発信できる	市民が情報を発信しやすいような広聴の仕組み作りに取り組む。
		情報交換の機会の拡充	市民、議会、行政	情報を交換する	・市民に市政への関心をより高めてもらい、双方向のやり取りができるような情報交換の機会や広報、広聴機能を拡充していく。 ・地域が課題を解決する力をつけるような仕組み作りに取り組んでいく。
市民参画と協働の推進(重)	<p>&lt;目標水準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業数を倍増させて、まちづくり活動参加者数を増やす倍増する。</li> </ul> <p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政がともに学習し、議論する機会を増やすよう努める。</li> <li>・まちづくり活動団体への、自立に向けた支援に努める。</li> <li>・まちづくり活動団体の組織間の交流機会の提供や交流拠点の確保に努める。</li> <li>・まちづくり委員会を設置する。</li> <li>・22年3月に策定した行革大綱にある指針を市民と行政が協働して策定する。</li> <li>・自治基本条例の制定に結びつける。</li> </ul>	市民活動(交流)拠点の確保と利活用の推進	市民、行政(職員)	まちづくりに参画、参加する機会が増える	市民活動(交流)拠点を確保し、利活用を図ることで、まちづくり活動の促進と団体の組織間の交流機会を提供する。
		人材の育成	市民、行政(職員)	まちづくりの担い手として育つ	協働事業の担い手を広げる取り組みの充実を図る。また、まちづくり活動をコーディネートする人材の養成を推進する。
		市民と行政が共に学習する機会の拡大	市民、行政(職員)	市民と行政が共に創るまちづくりの必要性を理解する まちづくりの課題を共有する	市民と行政がともに学習し、議論する機会を増やしていく。
		協働体制の充実	市民、行政(職員)	主体的にまちづくりの課題解決に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等について、市民公募委員を積極的に登用する。</li> <li>・まちづくり活動団体への、自立に向けた支援を行っていく。</li> <li>・市民協働の指針を策定し、指針に沿って事業を進めるとともに、協働の視点で評価を行う。</li> <li>・協働すべき事業を明確にし、協働事業数を26年度には倍に増やしていく。</li> <li>・協働事業を提案して、市民組織の活力を引き出していく。</li> </ul>
市民満足度の高い行政運営	地域別に異なる行政サービスの一元化が求められていることから、満足度の低い地域の成果向上をはかる。 職員の接遇面での意識や態度を改善することが市民から求められており、また市民の不満の要因ともなっていることから引き続き職員の意識の向上に取り組む。	計画的な事業の推進	市役所職員 施策、事務事業	計画的に事業を遂行し目標を達成できる	全事務事業について事務事業評価を実施し、行政評価システムによるPDSサイクルを確実に実行し、絶えず事務事業の改善に努め、成果を重視した行政運営を進めていく。
		効果的な組織の運営	市役所職員 行政組織	事業を円滑に進められる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画、実施計画、予算、決算、行政評価、組織、人事評価等の連動を推進していく。</li> <li>・機能重視の組織体制の確立及び適正配置を行う。</li> <li>・個人情報保護などの情報セキュリティ対策を進めていく。</li> </ul>
		適正な施設の運営	市役所職員 市民 市の施設	安心して安全に利用できる	市の施設が老朽化してきており、適切な維持管理を行っていく。
		人材の育成	市役所職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に必要な能力を身につける</li> <li>・能力を発揮できる</li> </ul>	焼津市の行政サービスに対する市民の満足度調査からは、市民が不満であるとした要因として、市の職員と接した時の対応が悪かったをあげる方が多く、職員の接遇面での意識や態度を改善することを市民から求められていることから引き続き職員としての意識の向上に取り組んでいく。
		市民サービスの向上	市民	迅速、適切にサービスを受けられる	年度末、年度始めの窓口開庁、公民館における窓口サービスの提供等行っており、今後も市民サービスの向上を図っていく。
健全な財政運営	<p>I 今後の財政運営にあたっては、歳出事業の緊急度、優先度を検討し、事業の重点化や見直し、再構築を徹底し健全財政の維持に努めます。</p> <p>II 課税客体の正確な把握と収納率の向上、公有地の有効活用を進める等自主財源の確保に努めます。</p> <p>III バランスシート(貸借対照表)などの財務諸表を市民にわかりやすい形で公表します。</p>	歳入(財源)の確保	自主財源 依存財源	自主財源が確保される 依存財源が確保される	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主財源の確保のために、次の取り組みを進めていく。</li> <li>・課税客体の正確な把握と収納率の向上を図る</li> <li>・使用料などの受益者負担の適正化を図る</li> <li>・税外収入の滞納対策を強化する</li> <li>・公有地の貸付や売却を進める</li> <li>・広告収入など新たな財源を開拓する</li> <li>・特定目的基金の活用を図る</li> </ul> 依存財源の確保のために、次の取り組みを進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県などの補助制度を活用する</li> <li>・後年度負担を考慮しつつ、市債の活用を図る</li> </ul>
		身の丈に合った財政運営	歳入(財源) 歳出(経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入(財源)に応じた、事業を行う</li> <li>・将来的に安定した財政運営ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出事業の緊急度、優先度を検討し、事業の重点化や見直し、再構築を徹底し、健全財政の維持に努める。</li> <li>・中長期財政計画(財政見直し)に基づき、後年度負担を考慮した事業採択、予算編成を行います</li> <li>・バランスシート(貸借対照表)などの財務諸表を市民にわかりやすく公表していく</li> </ul>
		適正な会計、財務処理の執行	財政・会計	適正な処理を行う	・法令を厳守した適正な処理を行う